

社会福祉法人いわくら福祉会虐待防止・身体拘束適正化委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわくら福祉会虐待防止対応規程（2022年規程第 号）第17条の規定に基づき、障害のある利用者の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的又は適時に社会福祉法人いわくら福祉会虐待防止・身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を開催し、差別や虐待の防止に努めるとともに、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 虐待防止・身体拘束適正化委員（以下「委員」という。）は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、虐待防止責任者である施設長とする。
- (2) 委員は、虐待防止受付担当者である各事業の管理者及びサービス管理責任者等とする。
- (3) 委員長は、必要のある場合には第三者委員、利用者の代表、家族会の代表並びに職員等を委員に加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、原則6か月に1回開催する。
- (2) 臨時に開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の職務)

第4条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止関係
 - ア 社会福祉法人いわくら福祉会職員倫理綱領及び社会福祉法人いわくら福祉会職員行動規範を職員に周知、啓発すること
 - イ 社会福祉法人いわくら福祉会虐待防止のための指針を職員に周知するなど、職員に障害のある方の人権擁護の自覚を促すこと
 - ウ 人権擁護や虐待防止に係る研修に積極的に参加すること
 - エ 人権擁護や虐待防止に係る研修を年1回以上行うこと
 - オ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこと

(2) 身体拘束適正化関係

- ア 社会福祉法人いわくら福祉会身体拘束の適正化のための指針を職員に周知するとともに、職員が利用者に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討すること
- イ 委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載及び身体拘束に関する説明書(様式第1)により利用者本人、保護者へ説明し同意を得るように職員に指示すること
- ウ 身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示すること
- エ 身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、身体拘束に関する経過観察・再検討記録(様式第2)に検討内容を記録すること
- オ 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加すること
- カ 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこと
- キ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこと

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待や身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識及び身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、虐待及び身体拘束のない施設・事業所環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格(アイデンティティ)の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待や身体拘束につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

(計画の策定等)

第6条 委員会は、虐待防止及び身体拘束適正化のための行動計画等を策定するとともに、虐待が発生した場合、その検証と再発防止策を検討する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この規程は、2022年4月1日から施行する。